

## 12/13 開催　かててマルシェ 出店規約

### ●イベントの趣旨

町内外の作り手が、自分の作ったモノの想いをヒトへ語り、伝えることでお客様やほかの出店者とつながって輪を広げていくようなイベントを目指す。

今回は新しい試みとして「こども作家」にも声掛けし、さらなるイベントの魅力向上を図る。

### ●出店について

(1) イベントの趣旨に沿った内容を心がけ、イベント全体の雰囲気を損なわない出店内容であること。

(2) 食品等販売において許可が必要なものについては保健所の許可を必ず得ること。

(3) こども作家は中学生以下とし、必ず保護者との共同出店をすること。

なお、商品はお子さま自身がつくり、商品の販売等は保護者が支援しつつ、お子さま主体で進めること。

(4) 会場内にゴミ箱は設置しません。ゴミが出ると予想される出店者においては各店舗にゴミ箱を設置の上、自身で回収し自宅で処分すること。お客様に声掛けをし、責任をもつて回収するよう努めること。

(5) イベントを盛り上げるため、当日スタンプラリーやPRタイムなどに協力すること。

(6) 記録のため売上報告とアンケートにご協力ください。

※出店の応援、出品者同士の学びの場となりますので、出品物のジャンルが被ることもあります。

### ●出店ブースについて

(1) 出店料は、かてて出品者 500 円、その他の出品者 1,000 円とする。

1つのブースに2人以上の商品を出店する共同出店の場合は一人ずつ出店料が発生する。

ただし、こどもとの共同出店の場合、こどもの出店料は不要とする。

出店料はイベント企画の諸費用等に充てる。

※出店料は当日現金にて事務局へお支払いください。

(2) テントの貸出しは行いませんので、必要な方は各自で用意すること。

(3) 備品は椅子、机、電源（屋内ののみ）は無料で貸出可能。（数に限りあり）

(4) ブースの広さは幅 2.5M×奥行 2.0M×高さは地面から 1.6M 以内とする。

・状況によって変更が入る可能性あり。

・ブースの配置は事務局側にて決定する。

## ●販売品について

### [販売できるもの]

- ・雑貨、アクセサリー、DIY 品、手芸、アート作品、オリジナルイラスト、グッズ等のハンドメイド作品
- ・製作者の手が加わった創作性のあるリメイク品
- ・手作り石鹼、化粧水等（薬事法で許可を得た方が作成された物のみ）
- ・飲食物（保健所で許可を受けた場所で作られた物、開催会場のある市町村保健所で販売許可のある物のみ）

### [販売できないもの]

- ・既製品、中古品
- ・製作者から販売許可を受けていないハンドメイド品（他製作者のハンドメイド品の転売）
- ・既存のブランドロゴ、キャラクター、他に商標権や著作権が属するデザイン等を施したハンドメイド品
- ・製品化、商品化を禁止された生地や製品化、商品化を禁止されたデザイナー生地を利用して作成されたハンドメイド品

## ●申込み方法

いずれかの方法で申込むこととする。



### (1)申込みフォーム

[https://docs.google.com/forms/d/1ThmEC\\_PiIB67wRqXjf6h1HxVfD5r3fnNeYU2Lhc0bl/edit](https://docs.google.com/forms/d/1ThmEC_PiIB67wRqXjf6h1HxVfD5r3fnNeYU2Lhc0bl/edit)

### (2)電話

事務局：大刀洗町地域振興課 0942-77-0173

## ●申込み締切

令和7年 11月 10日（月）まで

## ●出店辞退について

出店を辞退される場合は、事務局へ必ず連絡すること。

※12月5日（金）以降に辞退される場合は出店料が発生します。

(1)天候不良などにより、イベントの開催が出来なくなった場合は出店料なし。

## ●搬入搬出について

(1)決められた時間内での搬入搬出を行うこと。

(2)搬出入後は所定の駐車場へ止めること。

### ●損害責任について

- (1) 盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時の含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者はその責を一切負わないものとする。また、マルシェ終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題についても当方は一切責任を負わないものとする。
- (2) 出店者が主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとする。
- (3) 主催者は、天候・災害等主催者の責に帰さない原因による開催日の変更・中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しない。

### ●中止等について

- (1) 台風その他の気象事項、その他の要因で開催を中止せざるを得ない場合、原則として開催前日の正午までに決定し関係者に連絡する。
- (2) また当日の変更や運営上の都合により、開催時間が変動する場合あり。

### ●備考

かてて出品者

…町内在住者、町内在勤者、あるいは町内事業者の方はかてて出品者として登録することができます。（暴力団等は除く）  
登録を希望される方は事務局までご連絡ください。

上記規約を確認し、内容にご了解いただいた方は申込みください。

お申込み頂いた方は規約内容を読まれ、順守することをお約束頂いたものとして扱わせて頂きます。